

新潟県教育振興基本計画策定有識者会議(第4回) 意見整理表

No.	分類	頁	意見要旨	対応
1	第2章 1 社会状況の変化 (2) グローバル化の進展	3	・政府の動き(外国人施策の方針決定)を踏まえると、外国人労働者の増加などの記述があってもよいのではないかと。	ご意見を踏まえ、3ページの「(2) グローバル化の進展」に次の文を追加します。 また、外国人材の獲得に向けた国内の受入環境整備が進められる中、外国人人口は増加しており、令和7年の総人口に占める外国人人口の割合は、全国で3%弱となり、本県も1%を超えています。
2	第4章 基本方針 I 2 確かな学力の育成 現状と課題	16	・現状と課題へ「確かな学力の育成には幼児期に養われた非認知能力(自制心、協調性、粘り強さなど)が基盤になります。生涯にわたる人格形成の基礎を養う幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図りながら、児童生徒の資質・能力を育成することが重要です」などの文言を追加してもらいたい。	ご意見を踏まえ、14ページの「現状と課題」の1つ目の丸を次のとおり修正します。 ○幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、幼児期に生まれた「学びに向かう力、人間性等」などの資質・能力は、小学校以降の学びの基盤となるものです。幼児教育関係者だけでなく、家庭や地域の人々を含め、様々な立場の大人が、幼児の健やかな成長を支え、小学校教育への円滑な接続を図ることが重要です。
3	第4章 基本方針 I 2 確かな学力の育成 施策の展開方向	19	・「全国学力・学習状況調査」の分析結果の記述から非常に厳しい状況が見える。 ・施策の展開方向の記述について、市町村教育委員会との連携や支援等は当たり前であり、県教育委員会としての主体的な施策の方向を記載できないか。(石川県や富山県、福井県からは、県の主体的な取組を聞くことがあり、差を感じている) ・現在の学力が下がった状態をV字回復させるためには、県の積極的な施策展開に期待したい。予算的、人的リソースの少ない町村教育委員には県の支援が必要である。	ご意見を踏まえ、19ページの「■新たな時代に必要となる資質・能力の育成」の1つ目と2つ目の丸の記述を次のとおりまとめます。 ○ <u>児童生徒が学ぶ意義や楽しさを実感することで、次の学びにつなげる力を育む授業づくりが行えるよう、県の指導主事等が学校を訪問し、授業改善の取組を支援します。また、県教育委員会が中心となり、市町村教育委員会と学力向上対策に関する協議会を設け、一体となって課題解決に向けて取り組むことで、県全体の学力向上と地域・学校間における取組の差の解消を図ります。</u>
4	第4章 基本方針 I 2 確かな学力の育成 指標	20	・指標「全国学力・学習状況調査における平均正答率の本県と全国の差」の目標値は、非常に高い水準であると思われる。 ・却って数値至上主義に陥らないか懸念 ・一番大事なことは子どもたちが授業の中で生き生きと学べるかであり、それができれば平均は超えると思われる。 ・平均を少し上回るくらいの目標値が良いのではないかと。	目標値については、本県教員の取組だけでなく、児童生徒の努力に対する期待も加味して設定しておりますが、本県教育の基本理念として、「一人一人の個性に応じた」「質の高い豊かな」教育を推進することを掲げており、これらの教育を実現することにより、数値至上主義に陥ることなく、児童生徒が高い学力を身に付けることができるものと考えております。 ご指摘のとおり、実際の施策の展開に際しては、数値のみに捉われない、懐の深い教育を展開できるよう、取り組んでまいります。
5	第4章 基本方針 I 2 確かな学力の育成 指標	20	・指標「全国学力・学習状況調査における平均正答率の本県と全国の差」については、新潟県総合計画の成果指標となっていることから、本計画の指標とすることは致し方ないことである。 ・他県では、分布に着目し、それが大きく広がっていないこと、要は下位の児童生徒さんの割合が歩減るといようなところに着目しているところもある。 ・子どもたちの学びの姿に着目したときに、今の指標が上がるということに価値があるのか疑問に感じる。 ・将来的には、本指標の妥当性等も含めて検討をお願いしたい。	将来的には指標のあり方も含めて検討してまいります。

No.	分類	頁	意見要旨	対応
6	第4章 基本方針Ⅰ 2 確かな学力の育成 指標	20	<ul style="list-style-type: none"> ・指標「全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査において「平日1時間以上家庭学習をする」と回答した児童生徒の割合（小・中学校）」など、児童生徒に対するアンケートを基にした指標について、目標値が100%になっているものに疑問を感じる。 ・こどもたちの多様な考えや受けとめ方について否定するということになるのではないか。 	<p>県教育委員会では、児童生徒が学ぶ意義や楽しさを実感することで、次の学びにつなげる力を育む授業づくりを推進することとしております。</p> <p>この取組により、児童生徒の自主的かつ計画的な家庭学習の習慣化が図られることで、学力の向上に結び付くものと考えております。</p> <p>本指標は、学校においてそのような授業づくりが行われているかについて、家庭学習の状況から把握するために設けているものです。</p> <p>取組の基礎である学ぶ意義や楽しさを実感できる授業づくりは、全ての児童生徒を対象として実施することから、目標値を100%として設定しております。</p>
7	第4章 基本方針Ⅰ 3 教員の確保、資質及び指導力の向上 現状と課題	22	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の定義について、修正前の文章（素晴らしい職業）のほうが質問者の意図を汲んでいる ・プラス、生徒の指導、成長を通して本人も共に成長していける旨を追記してはどうか？ 	<p>ご意見の趣旨（共に成長できること）については、「伴走者」に含めて記述しております。</p>
8	第4章 基本方針Ⅰ 3 教員の確保、資質及び指導力の向上	22	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題の1番に「教員は、～伴走者です」の文言を入れていただいていることはありがたいが、現状と課題の項目ではなく、次の施策のもとになる考えとして「教員確保の取組」の最初の項目に合体させるか、その前に記述することが望ましい。なお、会議では発言しなかったが、「魅力」「誇り」等の言葉がないのは残念である。 	<p>ご意見を踏まえ、24ページの「■教員確保の取組」の1つ目の丸を次のとおり修正します。</p> <p>○ 高校生や大学生を対象にした採用ガイダンスや個別相談会を充実させるとともに、Web広告やマスメディア等を活用し、児童生徒一人一人に寄り添う伴走者である教員という職及び本県の教員になることの魅力やメリットをアピールする広報活動を行います。</p>
9	第4章 基本方針Ⅰ 4 学びにおけるデジタル学習基盤の活用について 現状と課題	27	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教育の中にはモラルとともにリテラシー能力を向上させていくことも重要かと思えます 	<p>ご意見の趣旨については、27ページの3つ目の丸に記述しております。</p> <p>（「児童生徒の情報モラル・情報セキュリティを含む情報活用能力の抜本的向上を図ります。」）</p>
10	第4章 基本方針Ⅰ 4 学びにおけるデジタル学習基盤の活用について	28	<ul style="list-style-type: none"> ・生成AIの活用について、まだまだ教員に広がっておらず、おそらく教員が追い抜かされる形でこどもたち（特に高等学校）が使っている現状である。 ・児童生徒が使用基準を遵守し、情報モラルを適切に身に付けた上で、効果的に活用するなどの記述を検討できないか。 	<p>ご意見を踏まえ、28ページの「■生成AIの活用」の1つ目の丸を次のとおり修正します。</p> <p>○ 生成AI等の新たなデジタル技術の教育的活用にあたっては、児童生徒が利用に関する基準を理解し、適切に判断しながら、効果的に活用できるよう方針を示し、学校現場での適切な対応を支援します。</p>
11	第4章 基本方針Ⅰ 5 グローバル社会に対応した教育の推進 現状と課題、指標	31 32	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化の考え方について、「英語力の向上」と「国際理解教育の推進」の2本柱であると考えている。 については、指標に「国際理解教育に関する取組」を追加することはできないか。 	<p>ご意見を踏まえ、32ページに次の指標を追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育に取り組んだ学校の割合（小・中学校） 現状値 : 小25.8% 中22.4% 中間目標値 : 小40%、中36% 最終目標 : 小50%、中50% ・国際交流を行った学校の割合（高等学校） 現状値 : 31.9% 中間目標値 : 40% 最終目標 : 50%

No.	分類	頁	意見要旨	対応
12	第4章 基本方針Ⅰ 5 グローバル社会に対応した教育の推進 施策の展開方向	31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校の授業づくりに関する支援についても記述を検討してもらいたい。 ・ 例えば、小学校の習得状況等を十分踏まえた上で、小学校と中学校のギャップを感じさせることがないようとか、英語嫌いを生じさせることがないよう、そのような授業づくりが進められるよう支援するなど 	<p>ご意見を踏まえ、31ページの「■効果的な授業づくり」の1つ目の丸を次のとおり修正します。</p> <p>○ 他校種との情報交換や各種研修会を通して、コミュニケーション能力を育成する授業づくりを進められるよう支援します。</p>
13	第4章 基本方針Ⅰ 5 グローバル社会に対応した教育の推進 施策の展開方向	31	<ul style="list-style-type: none"> ・ (多様性を生かした多文化共生教育の推進などとして、) 多様な文化的、言語的背景を持つ児童生徒を全ての児童生徒にとって多文化共生を学ぶことができる貴重な教育資源と捉え、共に学び合う教育を推進するという記述があるとよい。 	<p>ご意見を踏まえ、31ページの「■国際理解教育の推進」の3つ目の丸に次のとおり追記します。</p> <p>○ 様々な文化的・言語的背景等異なる立場や価値観の多様性を尊重し、違いを認め合いながら多様な他者と協働し、創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けて、実社会や実生活の中で、主体的・協働的に探究する学習を推進します。</p>
14	第4章 基本方針Ⅰ 8 (3) ふるさとへの貢献意欲を高める教育の推進 現状と課題	52	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ目の○について、「これまで、小学校や中学校では、総合的な学習の時間をはじめとした様々な学習の中で、地域の自然、歴史、文化について学習し、情報発信を行ってきました」とあるが、現状子どもたちはもっと上のレベルで取り組んでいる。 ・ 「(略) 歴史、文化について学習し、その成果を積極的に情報発信することにより、仲間や地域の大人に認められ、自信を深めてきました。」くらいにした方が、現状に則した記述となるのではないか。 	<p>ご意見を踏まえ、52ページの1つ目の丸を次のとおり修正します。</p> <p>○ これまで小・中学校では、総合的な学習の時間をはじめとした様々な学習の中で、地域の自然、歴史、文化について理解を深めるとともに、その成果を家庭や地域に積極的に発信してきました。</p>
15	第4章 基本方針Ⅰ 10 部活動改革の推進 施策の展開方向	59	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学は地域の共創拠点であるにもかかわらず、地域と交わりあっていないと指摘されている。 ・ 講堂などの大きな施設や教員・学生などの人的面でもリソースはあると思う。 ・ 大学と指導者確保の面などで連携が進むと良いと思う。 	<p>ご意見を踏まえ、59ページの「■関係団体等との連携強化や各地域の取組への支援」を次のとおり修正します。</p> <p>○ 関係団体や民間企業、大学等への指導者確保等のための連携した取組や協力について働きかけを進め、市町村の課題解決に向けた市町村の取組を支援します。</p>
16	第4章 基本方針Ⅱ 1 インクルーシブ教育システムの推進について	72 ～ 76	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育について、子どもたちの多様化に伴い、教員の質も向上させなければいけない。 ・ 基本方針Ⅰの「3 教員の確保、資質及び指導力の向上」(P22～25)においても、小・中・高等学校はあったが、特別支援学校の教員には全く触れられていない感じを受ける。 ・ 特別支援の方も人材が不足していることをぜひ知っていただきたい。 	<p>ご意見については、22ページの2つ目の丸に記述しております。</p> <p>・ 特別支援の人材が不足していることも含めて、「全国的に教員志願者が減少する中、本県の教員志願者も減少傾向にあります。」という記述に含めて表現しております。</p>
17	第4章 基本方針Ⅱ 1 インクルーシブ教育システムの推進について 施策の展開方向	75	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「■外国籍の児童生徒等への支援」については、「外国につながる(略)」等の表現が良いと思う 	<p>ご意見を踏まえ、75ページの見出しを次のとおり修正します。</p> <p>■外国につながる児童生徒等への支援</p>
18	第4章 基本方針Ⅱ 1 インクルーシブ教育システムの推進について 施策の展開方向	75	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な文化的、言語的背景を持つ児童生徒を全ての児童生徒にとって多文化共生を学ぶことができる貴重な教育資源と捉え、共に学び合う教育を推進するという記述があるとよい。 	<p>ご意見を踏まえ、75ページの「■外国につながる児童生徒等への支援」に次のとおり追記します。</p> <p>○ 様々な文化的・言語的背景や国籍に関係なく全ての児童生徒が互いに支え合い、学びが豊かとなるよう、義務教育段階においては加配教員、高等学校においては日本語支援員を配置し、日本語習得状況に応じた学習支援の充実に努めます。</p>

No.	分類	頁	意見要旨	対応
19	第4章 基本方針Ⅲ 1(1) いじめをしない、見逃さない、許さない意識の醸成指標	94	・指標「「いじめはどんなことがあってもいけない」と考える児童生徒の割合（小・中学校）」の目標値について、現計画の目標から後退しているがよろしいのか。	ご意見を踏まえ、94ページの指標の目標値を次のとおり修正します。 中間目標値：小93%、中90% 最終目標値：小100%、中100%
20	第4章 基本方針Ⅲ 1(2) いじめの未然防止、早期発見・解消に向けた取組 現状と課題、施策の展開方向 第2章 2 本県の教育の現状と課題 (5) いじめ等への対応	96	・「いじめそのものが生まれにくい教育環境」との表現は弱い。いじめはあってはいけないという前提で、「いじめそのものを生まない」など、強い表現はできないか。 ・「いじめそのものを生まない教育環境」という意見もあったが、どのような教育環境かと考えた時、明確な回答は難しいと思われる。他の表現があれば検討すべきであるし、現在の表現でも良いのではないかとも思う。	ご意見について、96ページの3つ目の丸は現記述のとおりとします。 ・県教育委員会では、これまで「集団生活においていじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。」という意識の浸透を図ることで、積極的な認知と早期解消の取組につなげてまいりました。今後も、この意識は重要であることから、「いじめそのものが生まれにくい」と表現します。 ・一方で、今後は未然防止やいじめそのものを減らすことも重要であると考えております。
21	第4章 基本方針Ⅲ 3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくりについて 指標	114	・国は令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とするが、指標は「時間外勤務月45時間超教職員割合（小・中・特支・高）」のままで良いか。	ご意見については、必要なデータがそろった段階で、指標化を検討いたします。
22	第4章 基本方針Ⅲ 3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくりについて 全般	110 ～ 114	・「時間外勤務」（県）と「時間外在校時間」（国）のどちらの言葉を用いることが適切か、検討をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、110ページ等の「時間外勤務」を「時間外在校等時間」に修正します。
23	第4章 基本方針Ⅲ 4 児童生徒の安全確保の推進	116 ～ 118	・通学時等の熊への対策なども考えなくてはならない。 ・熊の対策はしばらく続くことが想定される。 ・市町村は様々な形で県の支援を仰いでいくことになろうかと思う。 ・町では、「熊に遭遇したら終わり」くらいの覚悟を持って、対策に動いている。	ご意見を踏まえ、116ページと118ページの1つ目の丸に次のとおり追加します。 [現状と課題]（116ページ） ○ 児童生徒の通学時に発生する事件・事故や、クマ等の野生鳥獣による被害を含む学校管理下でのけがや事故を防止するため、学校施設・設備の安全点検とともに、学校安全計画や危機管理マニュアルの定期的な見直しを行い、生活安全・交通安全・災害安全の各領域における安全教育の内容の充実を図りながら、学校安全の多様な主体と学校との協働を継続的に進める必要があります。 [施策の展開方向]（118ページ） ○ 学校を取り巻く地域の自然的環境や、クマ等の野生鳥獣による被害をはじめとする様々なリスクを想定した学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・見直しを促進し、家庭や地域と連携した避難訓練の実施や防災体制の充実を図るための取組を推進します。
24	第4章 基本方針Ⅲ 4 児童生徒の安全確保の推進 現状と課題	116	・2つ目の丸における非常に痛ましい事件に関する記述表現は、被害家族の視点に配慮し、見直すべきではないか。	ご意見を踏まえ、116ページの2つ目の丸を次のとおり修正します。 ○ これまでに発生した事件等を踏まえ、本県では教職員に対する研修会や専門家の指導による防犯教育等を実施してきました。今後も児童生徒の安全を守るため、これらの取組を継続するとともに、家庭や地域と連携した見守り活動等の取組を推進していく必要があります。